

志摩市創生総合戦略の改訂について

1. 志摩市創生総合戦略の改訂について

- ・志摩市創生総合戦略（以下、総合戦略という。）に記載された具体的な施策については、効果が見込めない取組については中止を英断し、意義が伝わりにくい取り組みについては抜本的な変更を実施するなど、積極的に見直すことが基本。
- ・平成 28 年 3 月に策定したが、平成 28 年度の施策実施に向けた検討のなかで、いくつかの具体的な施策については変更及び削除が必要と判断。
- ・具体的な変更及び削除は、下記のとおり。

- 1) 具体的な施策の名称変更 3 件
- 2) 具体的な施策の内容変更 2 件
- 3) 具体的な施策の削除 1 件

2. 具体的な施策の名称の変更について

1) 地域支援ボランティアでポイント事業（1-2）

- 【変更】 地域支援ボランティアでポイント事業
→ 介護予防ボランティアでポイント事業

【変更理由】

地域支援事業とは、介護保険法において、65 歳以上の被保険者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うための事業と定められているが、本事業では、65 歳未満の市民も参加できる介護予防事業に資するボランティア活動に対してポイントを付与する事業とするために名称を変更。

2) 志摩市を元気にする起業家支援事業（5-2）

- 【変更】 志摩市を元気にする起業家支援事業
→ 志摩市を元気にする創業及び事業拡大支援事業

【変更理由】

起業家支援としていたが、創業及び事業拡大についても支援の対象としていることから、その事業内容が伝わるように事業名称を変更。

3) 高齢者と障がい者のための観光サービス創出事業（5-5）

- 【変更】 高齢者と障がい者のための観光サービス創出事業
→ 高齢者と障がい者とその家族のための観光サービス創出事業

【変更理由】

高齢者と障がい者を対象としているが、実際の旅行を想定した場合、その家族も同伴することが一般的だと考えられるため、高齢者と障がい者とその家族も含めて対象として明確にして、これまでにない観光サービスを創出することが伝わるように事業名称を変更。

3. 具体的な施策の内容変更について

1) 若者世代の移住促進事業（2－9）

【変更前】 年齢 40 歳未満を含む夫婦や市内の小中学校に入学する見込みのある子どもを持つ世帯で、市内に移住を決めてもらった世帯のうち、市が定める一定の要件を満たした世帯を対象に、市内で使える商品券を交付する。また、移住者や地域住民との交流の機会を設けた移住説明会を市内で開催し、その参加者の旅費の一部を助成する。

【変更後】 年齢 40 歳未満を含む夫婦や市内の小中学校に入学する見込みのある子どもを持つ世帯で、市内に移住を決めてもらった世帯のうち、市が定める一定の要件を満たした世帯を対象に、移住から 1 年間程度の期間を定めて、上限額を定めただうえで家賃を補助する。

【変更理由】

若者の移住を想定した場合、いきなり住居を購入するよりも賃貸して暮らしやすさを確認することが多いと考えられるため、支援内容を家賃補助制度に変更。

2) 地域をめぐる観光消費拡大事業（4－6）

【変更前】 商工会、観光協会などと連携して宿泊業や飲食業などの観光関連産業の事業者を対象に、事業者が販売、提供しているものの域内調達率を把握し、その向上を促すことで、観光消費の域内循環を増やす。併せて、観光客に周遊してもらう区域を定め、その区域の事業者と共に宿泊施設、飲食店、お土産屋などを結ぶクーポン等の仕組みを検討して試行することで、観光客の消費額を増やす。

【変更後】 商工会、観光協会などと連携して宿泊業や飲食業などの観光関連産業の事業者を対象に、事業者が販売、提供しているものの域内調達率を把握し、その向上を促すことで、観光消費の域内循環を増やす。併せて、観光客の周遊性を確認するために、市内を観光する宿泊客を対象に、特定の区域の飲食店等で使用できるクーポン券等の仕組みを導入し、クーポン券を利用する観光客の宿泊先と飲食店の空間的な配置を明らかにすることで、観光客の周遊性を把握したうえで効果的に観光客の消費額を増やす仕組みを検討する。

【変更理由】

当初は、宿泊される区域とクーポン券が利用できる飲食店等がある区域を半径3km程度の区域に特定して仕組みを導入する予定であったが、特定の区域に宿泊する宿泊客にクーポン券を販売するのではなく、不特定の宿泊客にクーポン券を販売することとなったため、当初の目的と類似の目的が達成できるように内容を変更。

4. 具体的な施策の削除について

1) 三世代同居推進事業（6-2）

【目的】 三世代が協力して暮らす世帯を増やすことで、育児や家事など様々な面で助け合える家族を増やし、暮らしの安心感や暮らしやすさを向上させ、子どもを産み育てやすい環境を醸成する。

【事業内容】

三世代同居を始める世帯のうち、同居するための新改増築もしくは引っ越しにかかる費用の一部を補助する。併せて、民間事業者と協力して、市内で三世代同居をしている世帯を対象に、三世代がともに楽しめるような特典を提供する。

【削除理由】

三世代同居の社会的な利点としては、1)「世帯内で子育ての支援が行えること」及び2)「世帯内で介護の支援が行えること」の2点があげられる。しかし、志摩市においては、市内5地区に幼保園が整備され、3つの民間保育所も開設されているため、待機児童の問題はほぼ解消しているものと考えられるうえ、各種介護サービスが民間事業者により提供されており、基本的に介護保険を原資にした受益者負担で介護事業が運営されていることから、三世代同居の利点である2点については、すでに必要な支援が提供できる状況にあると考えられる。

加えて、市内の海に面した集落などの地域では、敷地の面積が狭い場所や建ぺい率や容積率が増改築の支障になるなど、増改築が困難な地域があるため、当該施策に基づく制度を導入しても市内の全世帯を対象とできないといった課題もある。

さらに、市で想定していた「三世代同居をするための住居のリフォーム補助」については、リフォーム補助もしくは減税のどちらかを選択できる国の補助制度が平成28年度から制度化されている。

以上を踏まえて、当該施策については、具体的な施策から削除する。